

虐待かな?と思ったら…

児童虐待対応 ハンドブック



令和4年4月

八 丈 町

はじめに

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与えるとともに、子どもの生命をも脅かす事態を生じさせる、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

全国的に児童虐待相談件数が増加するなか、平成16年の「児童福祉法」及び「児童虐待の防止に関する法律」の改正により、市町村が児童虐待通告受理機関として位置づけられるとともに、児童家庭相談における一義的な対応を担うようになりました。

また、虐待を受けている子どもを始め支援が必要な子どもの早期発見や適切な保護を図るため、子どもに関わる関係機関が情報や考え方を共有し、連携して対応することを目的とした要保護児童対策地域協議会が法定化され、八丈町においても取り組んでいるところです。

このたび、これまで以上に関係機関が情報共有を徹底し、共通認識と基準で対応していくことを目的に「児童虐待対応ハンドブック」を作成いたしました。

子どもに関わる様々な関係機関の方々に、このハンドブックを活用していただくことで、児童虐待という重大な権利侵害から子どもを守り、将来を担う子どもの健やかな成長につながる取り組みの一助になることを心から願っております。

八 丈 町

目次

はじめに

第1章 児童虐待の基本理解 1

1 児童虐待とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2 児童虐待の要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

3 児童虐待の影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 要保護児童対策地域協議会 5

1 要保護児童対策地域協議会とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第3章 児童虐待の早期発見と対応 7

1 児童虐待早期発見のためのチェックリスト・・・・・・・・・・・・・・7

2 児童虐待の対応・支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第4章 資料編 13

第1章 児童虐待の基本理解

1 児童虐待とは

(1) 児童虐待のとらえ方



児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与える、子どもに対する最も重大な権利侵害になります。児童虐待の対応に際しては、常にこうした認識に立ち、「子どもの権利擁護」を図るよう努めることが求められます。

保護者の意図の如何によらず、子どもの立場から、子どもの安全と健全な育成が図られているかどうかに着目して判断すべきです。たとえ、保護者が子育てに一生懸命であったとしても、その子をかわいいと思っけていても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待になります。

(2) 児童虐待の定義

児童虐待とは、児童虐待防止法の第2条で、「児童虐待」は、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者が児童を現に監護・保護している場合の者）が児童（18歳に満たない者）に対し、次の4つの行為をすることと定義しています。

身体的虐待 <ul style="list-style-type: none">・叩く。殴る。蹴る。突き飛ばす。・たばこの火などを押し付ける。・熱湯をかける。首を絞める。・戸外に締め出す。・閉じ込める。縛り付ける。 など	性的虐待 <ul style="list-style-type: none">・子どもへの性交や性的行為。・性器や性行為を子どもに見せる。・子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。 など
ネグレクト（養育の怠慢・放棄） <ul style="list-style-type: none">・遺棄。置き去り。・食事を与えない。・衣服を長期間不潔なままにする。・病気でも受診させない。・登園、登校させない。・同居者等が虐待を行っていることを放置する。 など	心理的虐待 <ul style="list-style-type: none">・ひどい言葉を浴びせる。・罵倒する。脅す。・無視する。・他のきょうだいと差別する。・子どもの前で配偶者やその家族などに対する暴力や暴言。 など

2 児童虐待の要因

(1) 児童虐待を発生させるおそれのある要因

児童虐待が生じる家庭は、保護者の成育歴や経済状況、夫婦関係、子ども側の要因など、様々な問題が複合的に作用し構造的な背景を伴っています。児童虐待が生じる家庭に多くみられる要因を知ることによって、虐待の早期発見にもつながります。

① 保護者側の要因

- 望まない妊娠
- 10代の妊娠（保護者が未熟等）
- 保護者自身の被虐待経験
- 育児に対する不安やストレス
- 子どもへの愛着形成が不十分
- 元来性格が攻撃的・衝動的
- 産後のうつ病など精神的に不安定な状況
- 精神障害、慢性疾患、アルコール依存症、薬物依存など

② 子ども側の要因

- 未熟児、慢性疾患、多胎児
- 発達の遅れ・偏り、障害、問題行動
- 保護者にとって何らかの育てにくさを持っている子どもなど

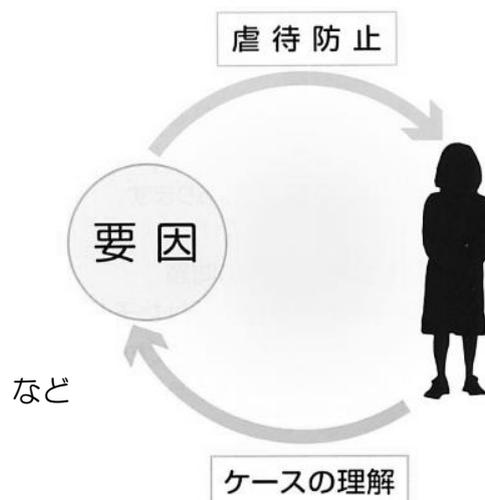
③ 家庭環境の要因

- 未婚を含むひとり親家庭
- 内縁者や同居人のいる家庭
- 子連れの再婚家庭
- 夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状態の家庭
- 転居を繰り返す家庭（地域で孤立）
- 協力者（親、きょうだい）や相談相手がない
- 経済的に不安な家庭

④ その他のリスクが高いと想定される場合

- 妊娠届出の遅れ、妊婦健診の未受診、乳幼児健康診査の未受診
- 親子の長期分離歴がある
- きょうだいへの虐待歴

など



3 児童虐待の影響

児童虐待は、子どもに対する最も重大な権利侵害です。そして、児童虐待は子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与え、身体的に重大な後遺症を残したり、最悪の場合は、死に至ることもあります。また、子どもに与える心の傷の深さも深刻な問題です。

虐待の影響は、虐待を受けていた期間、虐待の態様、子どもの年齢や性格等によりさまざまですが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴が見られます。



(1) 身体的影響

打撲、切り傷、やけどなどの外から見える傷、骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血などの外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長などが見られます。重篤な場合、死に至ったり重い障害が残ることがあります。

(2) 知的発達面への影響

安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習することが困難だったり、ネグレクトの状態に登校がままならない場合があります。その結果、もともとの能力に比べ知的発達が不十分なことがあります。

また、保護者が子どもの知的発達にとって必要な情緒的なやり取りを行わなかったり、逆に発達レベルにそぐわない過大な要求をすることによって、発達が阻害される場合があります。

(3) 心理的影響

【対人関係の障害】

子どもにとって安心を与える存在であるはずの保護者から虐待を受けると、子どもは欲求を適切に満たすことができなくなります。そのために愛着対象（保護者）との基本的な信頼関係が築けず、結果として他人を信頼し愛着関係を形成できなくなることで、対人関係において様々な問題を生じることがあります。

例えば、不安定で両極的で矛盾した態度をとったり、反対に無差別に薄い関係を持つ傾向などが見られます。

【低い自己評価】

子どもは、虐待されるのは自分が悪いからだと考えたり、自分は愛情を受けるに値しない人間だと感じたりします。そのため自己の評価が低下し、自己肯定感が持てない状態になることがあります。

【行動コントロールの問題】

保護者から虐待を受けた子どもは、暴力で問題を解決することを学習し、粗暴になることがあります。そのために攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動する傾向を持つ場合があります。

【多動】

保護者から虐待を受けた子どもは、刺激に過敏になり落ち着きの無い行動をとることがあります。注意欠陥・多動性障害（ADHD）に似た症状なので、鑑別が必要になる場合があります。

【心的外傷後ストレス障害（PTSD）】

受けた心の傷（トラウマ）は、適切な治療を受けないまま放置されると、将来にわたって心的外傷後ストレス障害（PTSD）として残り、思春期等に至って問題行動として出現する場合があります。



例えば、感情のコントロールがうまくいかず攻撃的、衝動的な行動が表れる、逆に回避的になったり情緒的反応性が悪くなったりする等です。さらに PTSD を抱えたまま親となった場合、上記のような特徴から子どもへの虐待につながることもあります。

【偽成熟性】

大人の顔色を見ながら生活することで、大人の欲求を先取りした行動をとる、あるいは、不安定な保護者になり変わり大人の役割分担を果たそうとすることがあります。一見よくできた子どもにも見える一方で、本来の子どもとしての欲求や感情を押し殺している場合などには、思春期等に問題が表面化することもあります。

【精神的症状】

反復性のトラウマにより、精神的に病的な症状を呈することがあります。例えば、記憶障害や意識がもうろうとした状態、離人感等が見られることがあり、さらには強い防衛機制としての解離が発現し、まれには解離性同一性障害に発展する場合があります。

以上のように、虐待は子どもの心身に深い影響を残し、その回復のためには長期間の治療やケアが必要となる場合があります。

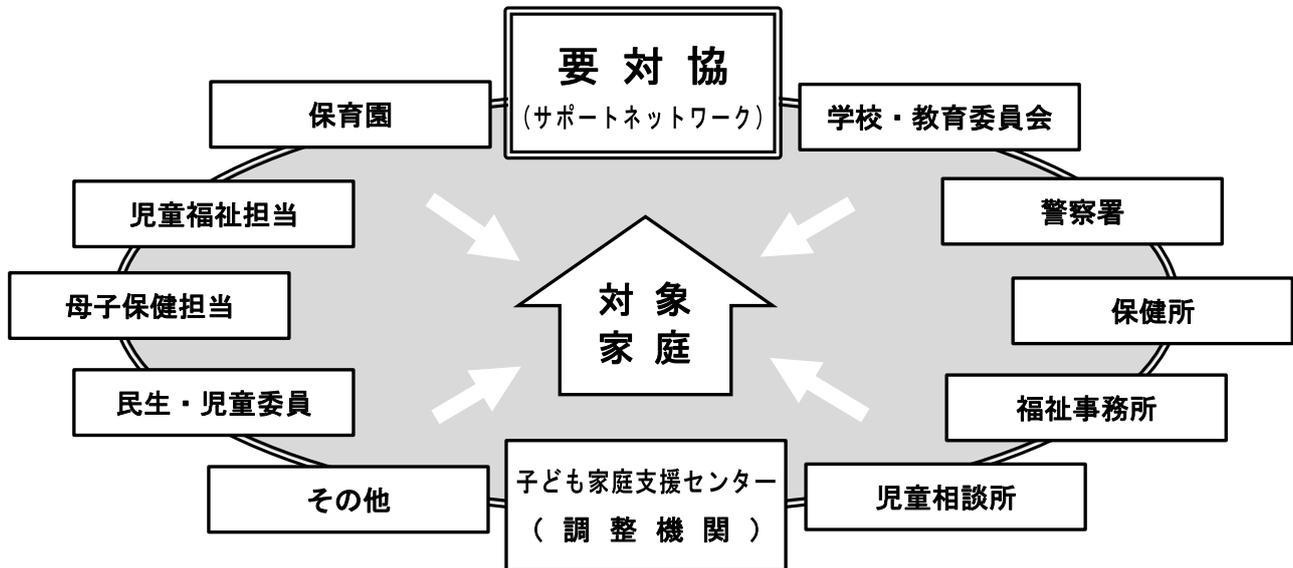
第2章 要保護児童対策地域協議会

1 要保護児童対策地域協議会とは

(1) 設置の目的

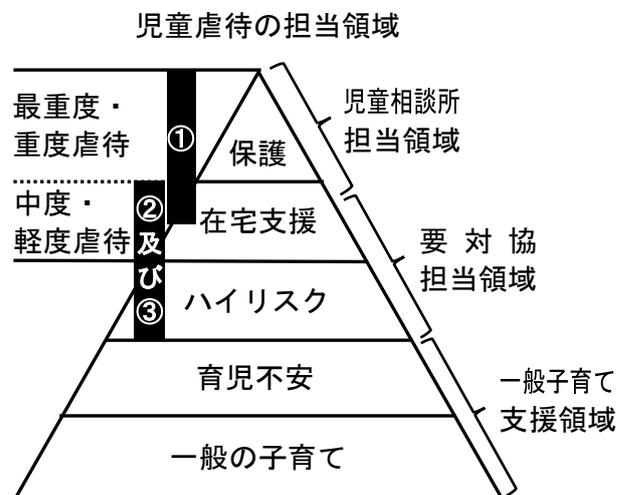


虐待を受けている子ども等の早期発見や適切な保護・支援を図るためには、関係機関がその子どもや保護者等に関する情報や考え方を共有し、きめ細かな連携の下で対応していくことが重要になります。そのため、児童福祉法の第25条の2第1項の規定に基づき、「八丈町要保護児童対策地域協議会」（以下「要対協」という。）を設置し、関係機関が、子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応します。



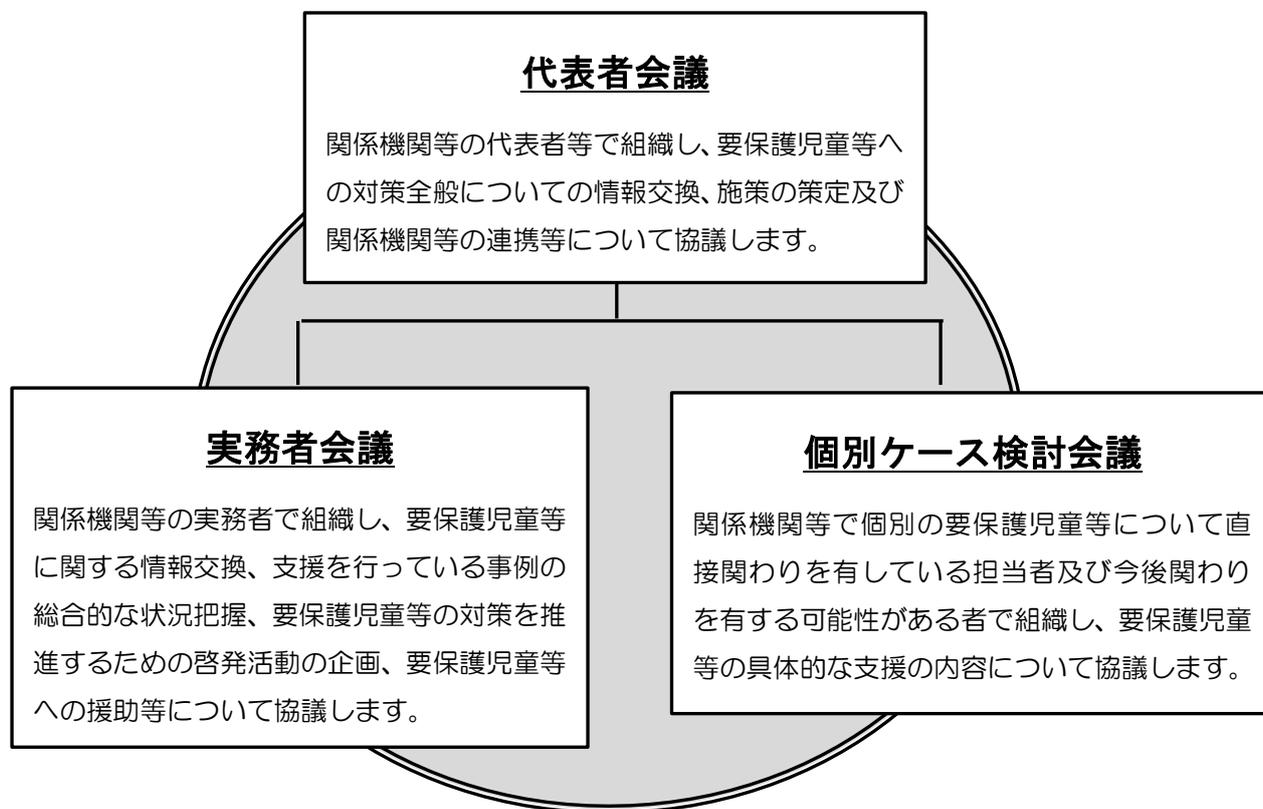
(2) 対象となる子ども等

- ① **要保護児童** …保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不適当と認められる児童（虐待を受けている児童など）
- ② **要支援児童** …保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（虐待につながるリスクを減らすための支援が必要な児童）
- ③ **特定妊婦** …出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（若年、傷病・障害、妊婦健診未受診、望まない妊娠などの理由で産前からの支援が必要な妊婦）



(3) 構成

要対協には、3つの会議体があります。その役割に応じて、要保護児童等に関わる情報交換や適切な支援を図るための協議、関係機関等の連携協力体制の推進、啓発活動を行います。



(4) 子ども家庭支援センターの役割

八丈町では、児童福祉法の第25条の2第4項の規定により、八丈町子ども家庭支援センターを要対協の「調整機関」に指定し、情報交換や各種会議実施の中核となり、子どもの安全と安心に向けた連携がスムーズになるよう調整します。

(5) 構成員の守秘義務について

要対協の構成機関の間では、速やかに子どもの安全を確保するため、守秘義務のもと、必要な個人情報のやりとりをすることができます。要対協の虐待対応においては、子どもの安全の確保が優先され、守秘義務違反や個人情報保護法の法令違反とはなりません。

第3章 児童虐待の早期発見と対応

1 児童虐待早期発見のためのチェックリスト



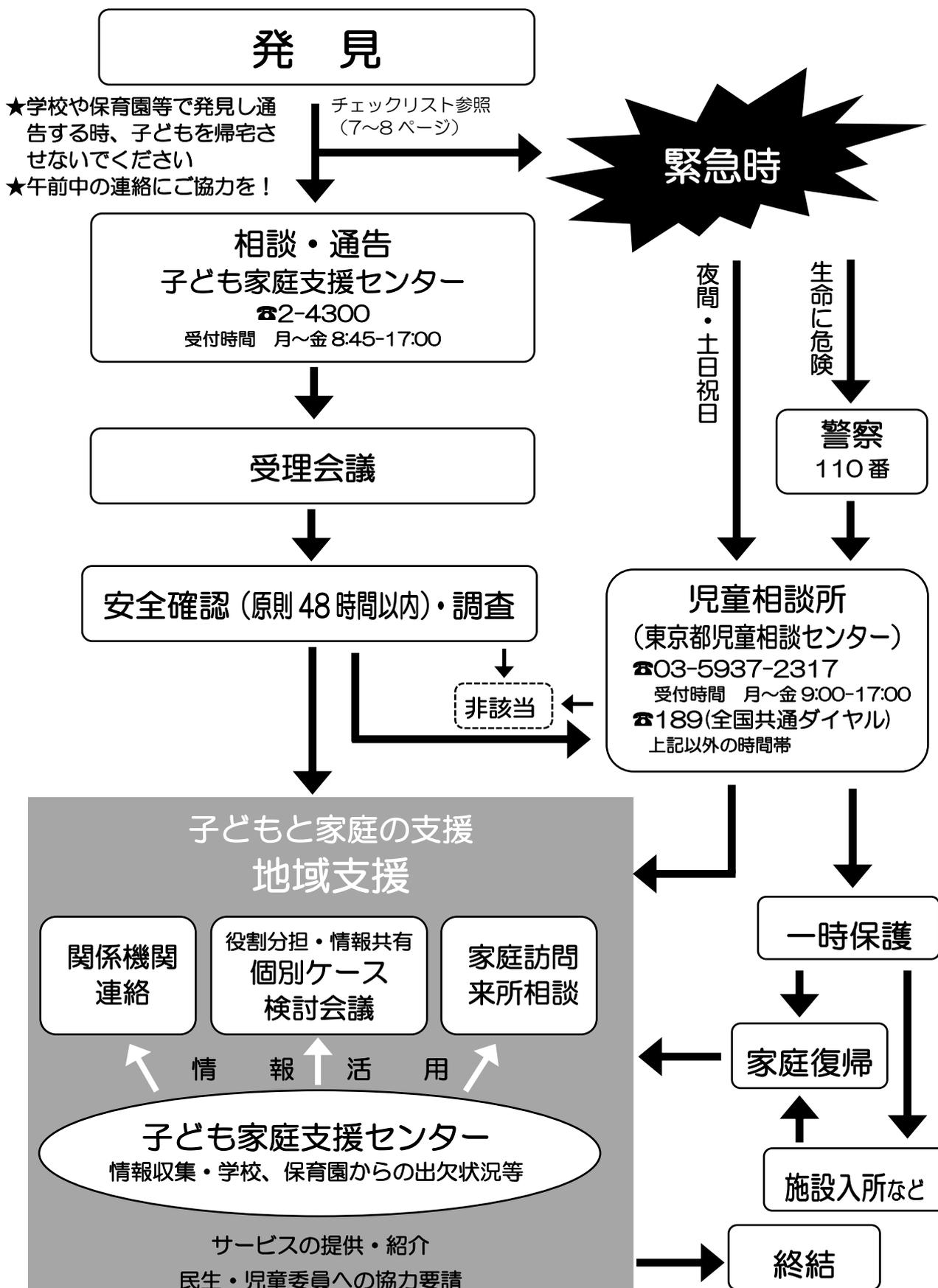
子ども、保護者、家庭の様子について、それぞれ『緊急に支援が必要』『虐待の疑いがある』『虐待の視点を持つ必要のあるもの』とし、チェック項目を示しています。『緊急に支援が必要』については、特に注意が必要な項目として児童相談所への通告や警察への通報を考慮して下さい。ここに示してある項目は、虐待以外の理由によっても起こりうるものも含まれていますが、虐待の原因、兆候であったり、虐待の影響として起こる可能性が高い事項なので、注意深く見守って下さい。なお、本チェックリストは地域、学校、保健、医療などに共通する項目を示しています。

項目	状況	内容(具体例)
緊急に支援が必要	<input type="checkbox"/> 子ども自身が保護を求めている	差し迫った事情が認められ、子ども自身が保護、救済を求めている
	<input type="checkbox"/> 不自然なけが	不自然な複数新旧の傷やあざ、骨折、打撲、やけどなど
	<input type="checkbox"/> 低栄養を疑わせる症状	低身長、低体重、衰弱している状況
	<input type="checkbox"/> 性被害を受けている	性被害を受けたことが疑われるような訴え
	<input type="checkbox"/> 自殺未遂	自殺を企てる、ほのめかす
	<input type="checkbox"/> 不自然な長期の欠席	長期間全く確認できない状況にある、家庭訪問の際会ったことがない
子どもの様子 虐待の疑いがある	<input type="checkbox"/> けがを隠そうとする	けがの理由の説明が不自然、脱衣を拒否する
	<input type="checkbox"/> 治癒しないけが、虫歯	治療をしていないため治癒しない
	<input type="checkbox"/> 繰り返される事故	不自然な事故が繰り返し起きている
	<input type="checkbox"/> 食欲が過度にある	給食などむさぼるように食べ、際限なくおかわりをする
	<input type="checkbox"/> 性的興味が過剰	年齢に不相应な性的言動
	<input type="checkbox"/> 保護者への拒否感	保護者に恐れ、おびえ、不安を示すような態度
	<input type="checkbox"/> 抑制的な言動	おどおどした様子、表情が乏しく活気がない
	<input type="checkbox"/> 身なりが整っていない	からだや衣服の不潔感、汚れ、においがある、季節にそぐわない服装
虐待の視点を持つ必要のあるもの	<input type="checkbox"/> 攻撃性が強い	他児への暴力、いじめ、動物をいじめる
	<input type="checkbox"/> 孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立する
	<input type="checkbox"/> 体調の不調を訴える	原因がはっきりしない体調不良の訴えがある
	<input type="checkbox"/> 過度の甘え	誰かれなく大人に甘え、警戒心が薄い
	<input type="checkbox"/> 丁寧すぎる態度	必要以上に人に気に入られるように振舞う
	<input type="checkbox"/> 精神的に不安定	イライラしやすい、表情が暗い
	<input type="checkbox"/> 保護者の態度をうかがう	保護者の顔色をうかがう、保護者と離れると安心した態度をとる

	項目	状況	内容(具体例)
保護者の様子	緊急に支援が必要	<input type="checkbox"/> 子どもの保護を求める	差し迫った事情が認められ、子どもの緊急の保護を求めている
		<input type="checkbox"/> 養育できないという訴え	『殺してしまえ』『叩くのを止められない』『死にたい』などの差し迫った訴え
		<input type="checkbox"/> 生命に関わる危険な行為	頭部打撃、顔面打撃、首締め、激しく揺さぶる、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせるなど
		<input type="checkbox"/> 子どもを監禁	監禁、登校を禁止
		<input type="checkbox"/> 放置	乳幼児を家に置き外出、車内に置き去りにする
		<input type="checkbox"/> 性的虐待	性的虐待を疑わせるような訴え
		<input type="checkbox"/> 医療ネグレクト	早急に治療が必要な状況でも受診させない、個人的な考えや心情などにより治療を拒否
	<input type="checkbox"/> 虐待の認識、自覚がない	『しつけとして行っている』と主張し、罪悪感がない	
	<input type="checkbox"/> 子どものけがの不自然な説明	けがの説明が不自然で一貫しない	
	虐待の疑いがある	<input type="checkbox"/> 偏った養育方針	体罰を正当化するような訴え
		<input type="checkbox"/> 子どもへの過度の要求	理想の押しつけ、年齢不相応な要求
		<input type="checkbox"/> 育児への拒否的な言動	『かわいくない』『憎い』などの訴え
		<input type="checkbox"/> きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的な言動がある
		<input type="checkbox"/> 必要な支援の拒否	保護者自身が必要な治療や支援を受けがらない
	虐待の視点を持つ必要のあるもの	<input type="checkbox"/> 不安を抱えている	育児の悩みやストレスなど不安を抱えている
<input type="checkbox"/> 育児が辛そうな様子		育児で被害的な訴え、偏った思い込み、衝動的な言動などがある	
<input type="checkbox"/> 攻撃的な様子		一方的な学校などへの非難、脅迫行為、他児の保護者との対立	
<input type="checkbox"/> 交流の拒否		行事などへの不参加、連絡を取ることが困難	
家庭の様子	緊急に支援が必要	<input type="checkbox"/> ライフラインの停止等	食事がとれない、電気、水道、ガスが止まっている
		<input type="checkbox"/> 異常な音や声	助けを求める悲鳴、叫び声が聞こえる
		<input type="checkbox"/> 家庭状況が確認できない	家庭の状況が全く分からない
	虐待の疑いがある	<input type="checkbox"/> 夫婦間の問題	日常的に夫婦間の口論や、DVがある
		<input type="checkbox"/> 家が不衛生	家中ゴミだらけ、異臭、放置された多数の動物がいる
		<input type="checkbox"/> 経済的な困窮	教材費や給食費などを滞納する、働いていない様子
	虐待の視点を持つ必要のあるもの	<input type="checkbox"/> 近隣からの孤立	近隣との関わりを拒否
		<input type="checkbox"/> 関係機関に拒否的	理由なく関わりを拒否する
		<input type="checkbox"/> 生活リズムの乱れ	昼夜逆転など生活リズムが乱れている
その他	虐待のリスクを高める要因	<input type="checkbox"/> 乳幼児	就学前の幼い子ども
		<input type="checkbox"/> 子どもの病気や発達の遅れ	未熟児、慢性疾患、障害、発育、発達の遅れ
		<input type="checkbox"/> 子どもの問題行動	盗み、虚言、他害、自傷行為などがある
		<input type="checkbox"/> 保護者の心理的な問題	保護者自身の被虐待歴など、心理的な外傷を持っている
		<input type="checkbox"/> 育児の協力者がいない	親族や友人などの協力者が近くにいない
		<input type="checkbox"/> 望まない妊娠、出産	望まない妊娠・出産
		<input type="checkbox"/> 若年での妊娠、出産	保護者自身が成長しきれていない

2 児童虐待の対応・支援

(1) 対応の流れ



(2) 発見したとき

① 通告義務と組織対応

- 虐待を発見した人には通告の義務があります。なお、通告をした後の調査で虐待の事実はなかったとしても、責任は問われません。
- 「組織で対応」することが重要です。まず、発見者が所属する組織の長（園長、学校長など）に報告し、関係者で組織としての対応を協議してください。



② 虐待が疑われる場合の子どもへの話の聞き方

- 事情を聴くときは以下の点に気をつけてください。
 1. 子どもが安心して話せる場所で
 2. 他の子どもがいないところで
 3. 無理に聞き出そうと、同じ質問を繰り返したり問い詰めたりしない
- 基本的には次の6点を念頭に質問してください。
 1. いつ
 2. どこで
 3. 誰から
 4. どのように
 5. いつから
 6. どのくらいの頻度で
- 誘導するような質問や断定するような問いかけは避けてください。「お父さん（お母さん）にやられたんでしょ」などの質問は、事実をゆがめてしまうおそれがあります。できるだけ子ども自身の言葉や表現を待ち、質問攻めにならないように配慮してください。また、発語だけでなく、子どもの表情や仕草をよく観察してください。
- 「誰にも言わないで」と言われたとき、「それができない場合がある」ことを伝えます。「あなたを守るためには、専門機関に相談することが必要なときがある」と伝えてください。
- 何人もの人が子どもに虐待の事実を聞くことは避けます。子どもが安心でき、話しやすい人が聞き、その情報を関係者で共有しましょう。
- 性的虐待について、子どもから開示された場合は、子どもに質問を行わずに子ども家庭支援センターもしくは児童相談所にすぐに連絡してください。

③ 子どもに傷・あざが見られたら

- まず、子どもの傷・あざを心配する声かけ（「痛そうだね」「痛かったでしょう」など）が必要です。それから事実を確認します。「これどうしたの？」などと子どもに聞きながら、他の場所（目に見えない場所・洋服で隠れている部分）にもあるかを、できるだけ確認してください。
- 傷の確認は、発見初期に複数で行います。また、記録にスケッチや写真を残しておくことが望ましいです。

ただし、写真については、子どもに十分説明をしたうえで撮ることが必要です。
写真を撮ることが出来ない時は、どのような傷・あざ（色・大きさなど）が、いつどの場所にあったかなどを具体的に記録に残してください。

④ 客観的事実の記録

- 虐待を発見した組織は、事実を記録に残します。具体的には“「どんなふうに、このケガをしたの？」と尋ねたら、「〇〇〇」と答えた。”等と子どもの話した言葉及びその時の子どもに表情や態度、傷の部位、程度などについて記録してください。

⑤保護者への対応の仕方

- 7～8 ページのチェックリストを参考に、虐待が疑われる場合は、保護者に連絡し、状況を確認します。保護者への質問の仕方や誰がするのかについて、発見機関内でよく検討してから行います。子どもへの対応と同様、複数の人が保護者に何度も聞くことは避けます。
- 保護者に対して非難や批判はせず、「お子さんに傷・あざがありましたか心当たりはありますか」「最近元気がないのですが何かありましたか」などと、柔らかい口調で保護者から様子を聞きます。できるだけ直接会って聞き、誤解が生じないよう丁寧に話してください。また、子どもから得た情報を、保護者に「子どもから聞いたけれど…」などとそのまま問いただしてはいけません。
- 子どもと保護者の説明を照らし合わせ、内容が明らかに異なる場合や、学校などに強い反発が向けられる場合は、「虐待が疑われるときは、子ども家庭支援センターや児童相談所に通告しなければならないことが法律で定められています。」と毅然とした態度で伝えてください。
- 次の場合は、保護者に連絡する前に、子ども家庭支援センターもしくは児童相談所にご相談ください。
 - 1.緊急性が高いと判断したとき（7～8 ページ参照）
 - 2.どのように声かけしたらよいか迷うとき
 - 3.性的虐待が疑われるとき

（3） 通告するとき

①通告することを躊躇してしまう

- 「しつけ」なのか「虐待」なのか迷う。虐待であるかどうかは、保護者の事情や意図と関係なく、子ども側から判断することが大切です。「しつけ」のつもりで行ったことでも、その言葉や行為が子どもに悪い影響を与えているとすれば、それは「虐待」です。
- 通告時に保護者に許可をとる必要はありません。しかし、「虐待の疑われる子どもを発見したら、子ども家庭支援センターや児童相談所に通告する義務があること」を保護者に伝えた方がいい場合もあります。特にリスクが高い場合は毅然とした態度をとる必要があります。「通告すると保護者との関係が壊れてしまうのではないか」などと心配する場合もあるとおもいますが、子どもの生命と安全の確保は、親との信頼関係や援助関係より優先されます。また子ども家庭支援センターや児童相談所は、通告した者を特定させるものを漏らしてはならないことになっています。ただし、通告した機関が特定される可能性があることは理解してください。
- 通告を迷う場合には子ども家庭支援センターもしくは児童相談所に相談してください。

②通告は組織の長が行う

原則として通告は組織の長（園長や学校長など）が行います。事情により出来ない場合はどなたからの通告も受付けます。通告の際は、19ページの「虐待相談・通告メモ」を参考に内容を伝えてください。

（4） 受理会議について

子ども家庭支援センターでは、相談・通告を受けると、子どものおかれている状況について情報を収集し、初期対応を協議します。必要に応じて児童相談所と連携し、対応を行います。

(5) 安全確認・調査について



①子どもの安全確認

子ども家庭支援センターや児童相談所が、原則48時間以内に直接子どもと会って行います。状況により、関係機関に依頼する場合があります。安全確認と同時に、関係機関などの協力を得て、面接や聞き取り、電話その他の手段により調査を行います。

②個人情報の交換

児童虐待防止法の第6条で虐待通告は守秘義務等に優先することが規定されていますので、通告の際に個人情報を伝えることに問題はありません。また、要保護児童対策地域協議会では、子どもを支援するために必要な場合は、子どもや保護者の同意がなくても、個人情報の交換が行えます。同時に、正当な理由なく秘密を洩らした場合は刑罰の対象となります。

(6) 在宅支援について

①子ども家庭支援センターや児童相談所による支援

- 子ども家庭支援センターでは、子どもや保護者に対して、電話、訪問、来所などの方法で支援を行います。また、相談内容に応じて子育てサービスや各種相談機関などの支援先を紹介したり、要保護児童対策地域協議会の調整機関として関係機関が連携して支援を行えるように調整します。
- 児童相談所では、さらに専門的な援助を行います。児童虐待をした保護者や虐待を受けた子どもに対して、心理療法、グループ療法、ペアレントトレーニングなどの援助プログラムを実施して、継続的な指導や支援を行っています。

②関係機関による支援

- 児童虐待は1つの機関だけで解決するのは難しい問題です。そのため、多機関連携が可能となる要対協の機能を活用し、子ども家庭支援センターや児童相談所は、虐待の状況やその要因を把握するため、身近な支援機関に対して見守りを依頼したり、子どもの気になる状況について情報提供を求める場合があります。

(7) 児童相談所の役割について

①児童相談所が担当するケース

1. 自宅への立ち入り調査や一時保護等の対応が必要と考えられる場合
2. 子どもに関する心理判定等の専門的ケアが必要と考えられる場合
3. 虐待をした保護者への指導などの専門的対応が必要と考えられる場合
4. 性的虐待が疑われる場合

②一時保護とは

- 単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもに権利の尊重・自己実現にとって明らかに不適切と判断されるときに一時保護が行われ、子どもは基本的には一時保護所や乳児院に保護されます。一時保護に関する決定は児童相談所の権限において行われます。
- 子どもの行動診断や医学診断、心理診断、社会診断を行い、援助方針を決定します。援助方針によって、施設入所や里親委託、家庭復帰し地域で支援を続けることもあります。

第4章 資料編

○八丈町要保護児童対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の適切な保護又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、八丈町要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる行政機関、法人及び別表2に掲げる児童福祉に関連する職務に従事する者（以下「関係機関等」という。）から、町長が指名する委員をもって構成する。

(運営)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、八丈町福祉健康課職員、副会長は八丈町子ども家庭支援センター職員の中から町長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

5 協議会を円滑に運営するために、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置き、必要に応じて会長が招集する。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、関係機関等の代表者等で組織し、要保護児童等への対策全般についての情報交換、施策の策定及び関係機関等の連携等について協議する。

2 代表者会議の議長は、会長が務める。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、関係機関等の実務者で組織し、要保護児童等に関する情報交換、支援を行っている事例の総合的な状況把握、要保護児童等の対策を推進するための啓発活動の企画、要保護児童等への援助等について協議する。

2 実務者会議の議長は、副会長が務める。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は、関係機関等で個別の要保護児童等について直接関わりを有している担当者及び今後関わりを有する可能性がある者で組織し、要保護児童等の具体的な支援の内容について協議する。

(守秘義務)

第8条 協議会を構成する関係機関等の構成員及び構成員であった者は、法第25条の5の規定により、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(調整機関)

第9条 町長は、法第25条の2第4項の規定により要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）として、八丈町子ども家庭支援センターを指定する。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、関係機関等との連絡調整を行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

行政機関	児童福祉機関	八丈町子ども家庭支援センター 八丈町立保育園 八丈町福祉健康課 東京都八丈支庁総務課 東京都児童相談センター
	保健医療機関	東京都島しょ保健所八丈出張所 町立八丈病院 八丈町福祉健康課
	教育機関	八丈町教育委員会 八丈町立小・中学校 東京都立八丈高等学校 東京都立青鳥特別支援学校八丈分教室
	警察・司法機関	八丈島警察署
その他	その他町長が必要と認める行政機関若しくは法人	

別表2

児童福祉に関連する職務に従事する者	民生・児童委員、 人権擁護委員 医師、 歯科医師、 里親
その他	その他町長が必要と認める者

○児童福祉法（抜粋）

（児童の福祉を保障するための原理）

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

（市町村の業務等）

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

（要保護児童発見者の通告義務）

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

（要保護児童対策地域協議会）

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- 2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

（資料又は情報の提供等）

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 2 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

(守秘義務)

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

(児童相談所長の採るべき措置)

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

(都道府県の採るべき措置)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

(保護者の児童虐待等の場合の措置)

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
- 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適當であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

(一時保護)

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

○児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童虐待の早期発見、守秘義務等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法 の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

（守秘義務）

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(親権の行使に関する配慮、親権者等による体罰の禁止)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

○虐待相談・通告メモ

※相談・通告する場合、内容の確認用にお使いください。

子ども	氏名		
	生年月日・性別		
	住所		
	電話		
	就学状況		
保護者	父	氏名	
		生年月日・性別	
		電話	
		職業	
	母	氏名	
		生年月日・性別	
		電話	
		職業	
虐待内容 (虐待を疑った事実)			<ul style="list-style-type: none"> ●いつから ●どこで ●誰から ●どのように(身体部位、程度等) ●頻度は ●保護者はどう感じているのか?
虐待の種類			身体的 ・ 性的 ・ ネグレクト ・ 心理的
子どもの状況			<ul style="list-style-type: none"> ●現在の居場所 ●日常生活の様子 ●通園・通学の状況 ●子どもの特徴
家族の状況			<ul style="list-style-type: none"> ●家族構成(父親・母親・兄・姉・本人・弟・妹・祖父・祖母) ●年齢 ●生活実態 ●近隣との関係
情報源			<input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 悲鳴や音などを聞いた <input type="checkbox"/> 関係者()から聞いた
保護者の了解			情報提供を(承知 ・ 拒否 ・ 知らせていない)
通告受付機関以外との 連携状況			<ul style="list-style-type: none"> ●どこと ●どのように
備考			



オレンジリボンには子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

児童虐待対応ハンドブック

八丈町子ども家庭支援センター

〒100-1498

東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2 (八丈町役場 1 階)

Tel.04996-2-4300